

工事約款

I 約款の適用

1. 適 用

- (1) 長万部町（以下「町」といいます。）が維持及び運用する導管により使用者がガスの供給を受ける場合のガス工事の条件は、このガス工事に係る約款（以下「この工事約款」といいます。）によります。
- (2) 使用者は、この約款を契約の内容とすることに同意したうえで、ガス工事を申し込んでいただきます。町が使用者からの申し込みを承諾したときは、この約款がガス工事契約の内容となります。
- (3) この工事約款に定めのない細目的事項は、その都度使用者と町との協議によって定めます。

2. 工事約款の揭示、変更

- (1) 町は、この工事約款を、町の水道ガス課のほか、町ホームページにおいて揭示いたします。
- (2) 町は、この工事約款を変更する場合は、町の水道ガス課のほか、町ホームページにおいて、この工事約款を変更する旨、変更後の約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. 用語の定義

この工事約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

— 圧 力 —

- (1) 「圧 力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。
- (2) 「最高圧力」… 別表 1 に規定する使用者に供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (3) 「最低圧力」… 別表 1 に規定する使用者に供給するガスの圧力の最低値をいいます。

— ガス工作物 —

- (4) 「ガス工作物」… ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(6) から (14) までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。

— 供給施設 —

- (5) 「供給施設」… ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓並びにこれらの附属施設をいいます。

— 導 管 —

- (6) 「本 支 管」… 原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。なお、次の各号の全てを満たす私道に埋設する導管については、将来、町が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第 4 条第 2 項に定める普通自動車の通行が可能であること
- ② 建築基準法第 4 2 条に定める基準相当を満たすものであること
- ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
- ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
- ⑤ その他、町が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること

- (7) 「供給管」… 本支管から分岐して、道路と使用者が所有又は占有する土地との境界線に至るまでの導管をいいます。

- (8) 「内管」… (7) の境界線からガス栓までの導管及びその附属施設をいいます。

- (9) 「ガス遮断装置」… 危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。

— 導管以外の供給施設 —

- (10) 「整 圧 器」… ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

- (11)「昇圧供給装置」… ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器(ガスを高圧で蓄える容器をいいます。)を備えないものをいいます。
- (12)「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガスの量を計量するために用いられる計量器をいいます。
- (13)「マイコンメーター」… マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、使用者のガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ町が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。
- (14)「ガス栓」… ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。
- 消費機器 —
- (15)「消費機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。
- その他の定義 —
- (16)「ガスメーター の能力」… 当該ガスメーターが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わしたものをいいます。
- (17)「ガス工事」… 供給施設の設置又は変更の工事をいいます。
- (18)「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

II ガス工事の申し込み及び契約

4. ガス工事の申し込み

- (1) ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申し込む方は、あらかじめこの工事約款を承諾のうえ、町にガス工事の申し込みをしていただきます（8（1）ただし書により町が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。
- (2)（1）のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。
- (3) 町が必要と認めたときは、使用者の氏名、住所、連絡先等町が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。
- (4) 申し込みの受付場所は、町の水道ガス課といたします。
- (5) 建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、ガスを使用される使用者のため、（1）のガス工事を町に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等を使用者として取り扱います。

— ガスメーターの決定 —

- (6) 町は、（1）の申し込みに応じてガスメーターの能力を決定いたします。適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス工事の申し込みのときに、使用者が設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始にあたって、（2）に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。）を同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力といたします。
- (7) 家庭用にガスを使用される場合には、（6）の標準的ガス消費量を算出するにあたって次の消費機器を算出の対象から除きます。
- ① オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度が少ないもの
 - ② 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は、小型のものとしします。）
- (8) 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、使用者と協議のうえで（6）の標準的ガス消費量を算出することがあります。

5. 契約の成立及び変更

- (1) ガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、町が4（1）のガス工事の申し込みを承諾したときに成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様といたします。

- (2) 使用者が希望する場合又は町が必要とする場合は、ガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1)にかかわらず契約書作成時に成立いたします。

6. 承諾の義務

- (1) 町は、4 (1) のガス工事の申し込みがあった場合には、(2)に規定する場合を除き、承諾いたします。
- (2) 町は、次に掲げる町の責めによらない事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則（以下「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 申し込まれたガス工事場所が、特異地形等であってガス工事の実施が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ③ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、町の正常な企業努力ではガス工事の実施が不可能な場合
- (3) 町は、(2)によりガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく使用者にお知らせいたします。

III ガス工事

7. ガス工事の設計見積もり等

- (1) 町は、4 (1) のガス工事の申し込みに伴い、内管及びガス栓の工事を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計及び見積もりを行い、工事費の明細をお知らせし、使用者と協議のうえ、工事予定日を決定いたします。
- (2) 町は、4 (1) のガス工事の申し込みに伴い、本支管、整圧器又はガス遮断装置を新たに設置する工事（以下「本支管及び整圧器の新設工事」といいます。）、又は本支管を入れ替え若しくは整圧器を取り替える工事（以下「本支管及び整圧器の入取替工事」といいます。）を必要とする場合において、10 (1) から (9) までの規定により使用者から工事負担金をいただくときには、遅滞なく工事の設計及び見積もりを行い、使用者に工事負担金の明細をお知らせいたします。
- (3) (1) 及び (2) のガス工事の設計及び見積もりなどに際して、試掘調査など別途費用を要する場合には、その費用に消費税等相当額を加えた金額を、使用者にご負担していただく場合があります。

8. ガス工事の実施

ーガス工事の施工者等ー

- (1) ガス工事は、町が施工いたします。ただし、(2)に定める工事は承諾工事人に施工させることができます。
- (2) ガス工事のうち、使用者が承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。
- ① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
 - ② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事
 - ③ 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事
 - ④ 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事
 - ⑤ ガス栓のみを取り替える工事
 - ⑥ ①から⑤の工事に伴う内管の撤去工事
- (3) 使用者がガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件は使用者と承諾工事人との間で定めていただくこととし、町はこれに関与いたしません。

また、その工事に関して後日補修が必要となったとき又は使用者が損害を受けられたとき等には、使用者と承諾工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、町はこれに関与いたしません。

— 気密試験等 —

- (4) 町が施工した内管及びガス栓を町が使用者に引き渡すにあたっては、町はあらかじめ内管の気密試験を行います。

— ガスメーター等の設置 —

- (5) 町は、1 需要場所につきガスメーター 1 個を設置いたします。この場合、1 構内をなすものは 1 構内を、また、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所といたしますが、下記の場合には、原則として次のとおり取り扱います。

なお、町が特別の事情があると判断したときには、1 需要場所につきガスメーターを 2 個以上設置することがあります。

①マンション等 1 建物内に 2 以上の住戸がある住宅

各 1 戸が独立した住居と認められる場合には、各 1 戸を 1 需要場所といたします。

なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次の全ての条件に該当する場合をいいます。

イ 各戸が独立的に区画されていること

ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること

ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

②店舗、官公庁、工場その他

1 構内又は 1 建物に 2 以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を 1 需要場所といたします。

③施設付住宅

1 建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。

- (6) 町は、使用者と協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取り替え等維持管理が容易な場所にガスメーター等を設置いたします。

— 供給施設等の設置承諾 —

- (7) 町は、3（7）の境界線内において、その使用者のために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、使用者は、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地又は建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日紛争が生じて町は責任を負いません。

- (8) 町が使用者のために私道に導管を埋設する場合には、町は使用者に私道所有者等からの承諾を得ていただきます。

- (9) 町は、供給施設を設置した場合、門口等 3（7）の境界線内に町所定の標識を掲げさせていただきます。

IV ガス工事に伴う費用の負担

9. 内管工事に伴う費用の負担

— 供給施設の所有区分と工事費 —

- (1) 内管及びガス栓は使用者の所有とし、使用者の負担で設置していただきます。

- (2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは町が留保するものとし、使用者は町の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、その旨の表示を付すことがあります（(4)、(6) 及び (8) において同じ。）。

- (3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、下記①に定める方法により算定した見積単価（ただし、下記②にかかげる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要な付帯工事費、夜間工事費及び休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものといたします。

① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費

用の実績を基礎として算定し、1 m当たり、1 個当たり又は1 箇所当たり等で表示いたします。

なお、見積単価を記載した見積単価表は、町の水道ガス課に掲示しています。

イ 材料費

材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手及びその他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出いたします。

ロ 労務費

労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出いたします。

ハ 運搬費

運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出いたします。

ニ 設計監督費

設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出いたします。

ホ 諸経費

諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出いたします。

- ② 次に掲げる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものといたします。

イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事

ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事

ハ 町が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で町が指定する製作品に組み込まれた工事材料を使用者が提供する工事

- (4) 使用者のために設置されるガス遮断装置は、原則として使用者の所有とし、使用者の負担で設置していただきます。
- (5) (4) に定めるガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。
- (6) 使用者の申し込みによりその使用者のために設置される整圧器は、使用者の所有とし、使用者の負担で設置していただきます。
- (7) (6) に定める整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。
- (8) 使用者の申し込みにより設置される昇圧供給装置は使用者の所有とし、使用者の負担で設置していただきます。
- (9) (8) に定める昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。
- (10) ガスメーターは町所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、使用者にご負担していただきます。ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替等、町都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は町が負担いたします。
- (11) 供給管は町の所有とし、これに要する工事費は、町が負担いたします。ただし、使用者の依頼により供給管の位置替え等を行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）は、使用者にご負担していただきます。

— 工事材料の提供と工事費算定 —

- (12) 町は、使用者が提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。
- ① 町は、使用者が工事材料を提供する場合（②を除きます。）には検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。使用者が工事材料を提供する場合、その工事材料を（3）の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税相当額を加えたものといたします。）を使用者にご負担していただきます。
- ② 町は、町が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で町が指定する製作品に組み込まれた工事材料

を使用者が提供する場合には検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定いたします。また、別に定める検査料（所要費用に消費税相当額を加えたものいたします。）を使用者にご負担していただきます。

- ③ ②の使用者が提供する工事材料とは、次の全ての条件に該当するものに限り、これを用いる場合には、あらかじめ町と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。

イ ガス事業法令及び町の定める材料、設計、施工基準に適合するものであること

ロ 町が指定する講習を修了した者により、町が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること

— 修繕費の負担 —

- (13) 使用者所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取り替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税相当額を加えたものいたします。）は使用者にご負担していただき、町所有の供給施設の修繕費は町が負担することを原則といたします。

10. 本支管及び整圧器の新設・入取替工事に伴う費用の負担

— 工事負担金 —

- (1) 本支管及び整圧器（9（6）の整圧器を除きます。）は町の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として使用者にご負担していただきます。なお、町が設置した本支管及び整圧器（9（6）の整圧器を除きます。）は、他の使用者がガスの供給を受ける場合にも使用されるものいたします。

- ① 使用者のガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の新設工事を行う場合において、使用者の予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器（別表第3にかかげる本支管及び整圧器のうち、使用者の予定使用量の供給に必要最小限度の口径のものをいいます。）の設置工事に要する費用（以下「延長工事費」といい、消費税等相当額を除いたものいたします。）が別表第2の町の負担額を超えるときは、その差額
- ② 使用者のガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の入取替工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替工事によって不要となる本支管及び整圧器と同等のもの（材料価額（全ての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を含まないものいたします。）の平均額のうち、材料価額（消費税等相当額を除いたものいたします。）に相当する額をいいます。）を差し引いた金額（以下「入取替工事費」といいます。）が別表第2の町の負担額を超えるときは、その差額
- ③ 使用者のガス工事の申し込みに伴う本支管及び整圧器の新設工事が入取替工事を伴う場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額が別表第2の町の負担額を超えるときは、その差額

— 複数の使用者から申し込みがあった場合の工事負担金の算定 —

- (2) 複数の使用者からガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合において、町が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することができるときには、使用者と協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。
- (3) (2)の場合、町が同時に設計及び見積もりを行った工事費（消費税等相当額を除いたものいたします。）が、その複数の使用者についての別表第2の町の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として使用者にご負担していただくものとし、公平の原則に基づきそれぞれの使用者別に割り振り、算定いたします。
- (4) (2)の「1つの工事」とは、同時になされた全ての使用者の申し込みについて、町が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。
- (5) 複数の使用者から共同してガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合には、その申し込みを1つの申し込みとして取り扱うことがあります。
- (6) (5)の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものいたします。）が、その複数の使用者についての別表第2の町の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担

金として使用者にご負担していただきます。この工事負担金は、それぞれの使用者ごとの算定を行いません（（８）、（９）において同じ。）。

（７）建築事業者等から複数のガスの使用予定者のためのガス工事の申し込みがあり、それに伴って本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合は、（５）の申し込みがあったものとして取り扱います。

（８）（７）の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、使用予定者についての別表第２の町の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてご負担していただきます。

一 宅地分譲地の場合の工事負担金算定

（９）町は、宅地分譲地についてガス工事の申し込みがあった場合は、次により取り扱います。

① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申し込みを受けたときに３年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画数に対して５０パーセント以上ある場合を除きます。

② 申し込みによるガスの使用予定者がガスの供給を受ける場合に必要な本支管及び整圧器の新設・入取替工事費が、３年経過後のガスの使用予定者についての別表第２の町の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてご負担していただきます。この場合、３年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地における全てのガスの使用予定者数の５０パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その３０パーセント以上とすることができます。

③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等によりガス工事の申し込みを受けたときに３年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、協議のうえで工事負担金を決定することがあります。

V 工事費等の申し受け、精算及び支払い方法

1 1. 工事費等の申し受け及び精算

（１）町は、９の規定により使用者にご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。）までに全額申し受けます。

（２）町は、１０の規定により使用者にご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（９（６）の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）までに全額申し受けます。

（３）町は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、使用者にご負担いただく９および１０の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といい、消費税相当額を含みます。）を、その工事完成日までに２回以上に分割して申し受けることがあります。

① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として３か月を超える工事をいいます。）

② その他、町が特に必要と認めた工事

（４）町は、増設工事等で小規模な工事（工事費が、３万円以下の工事をいいます。）については、町が認める場合には、工事費等の支払期日を工事完成日以降で町が別途指定する期日に繰り延べることができます。

（５）町は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けます。

（６）町は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。

① 工事の設計後に使用者の申し出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき

② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき

- ③ 工事に要する材料の価額又は労務費に著しい変動があったとき
- ④ その他工事費等に著しい差異が生じたとき

1 2. 工事費等の支払方法

工事費等については、原則として払込みの方法で町又は指定金融機関にお支払いいただきます。

VI その他

1 3. ガス工事の変更、解約の場合の損害賠償等

- (1) ガス工事着手後、使用者の都合によってガス工事契約が変更又は解約される場合は、町がすでに要した費用及び解約又は変更によって生じた損害を賠償していただくことを原則といたします。ただし、工事を実施していない部分につき、9及び10にかかげる工事費等を精算すべき事情が存在することが判明し、町がガス工事契約の変更又は解約もやむを得ないと認める場合は、協議によることといたします。
- (2) (1) に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。
 - ① すでに実施した設計見積りの費用（消費税等相当額を含みます。）
 - ② すでに工事を実施した部分についての材料費、労務費等の工事費（消費税等相当額を含みます。）及び工具、機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含みます。）
 - ③ 原状回復に要した費用
 - ④ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害
- (3) 使用者のご都合による等、町の責に帰すべき事由なく、ガス工事が変更、中断又は解約される場合は、それにより使用者に発生する損害について、町は賠償の責任を負いません。

1 4. 不可抗力による損害

- (1) 町は以下の供給施設の工事を行う場合において、天災その他自然的又は人為的な事象であって、使用者又は町のいずれの責めにも帰すことのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器又は施工用機器について損害が生じたときは、事実発生後その状況を使用者に通知いたします。
 - ①内管及びガス栓
 - ②ガス遮断装置
 - ③整圧器（使用者の申し込みによりその使用者のために設置されるもの）
 - ④昇圧供給装置
- (2) 前項の損害で重大なものについて町が善良な管理者としての注意をもって工事等をしたと認められるときは、その損害額は使用者が負担することといたします。
- (3) 火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額といたします。

1 5. 担保責任

- (1) 町は以下の供給施設の工事を行う場合において、工事目的物が契約に適合していない場合、使用者は相当の期間を定めて町に補修を求めることができます。ただし契約不適合が重大でなく、かつ、補修に過分の費用を要するときは、町は損害賠償によりこれを代えることができます。
 - ①内管及びガス栓
 - ②ガス遮断装置
 - ③整圧器（使用者の申し込みによりその使用者のために設置されるもの）
 - ④昇圧供給装置
- (2) (1) の担保責任の期間は、引渡の日を起算日として1年間とします。

1 6. 裁判管轄

この工事約款及びこれに基づくガス工事契約に関連して使用者と町との間に生じる一切の紛争は函館地

方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

附則

1. 実施期日

この工事約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

(別表第1) 使用者が供給を受けるガスの圧力

(1) 使用者が低圧で供給を受ける場合は、次に規定する圧力となります。

圧力区分	圧力値
最高圧力	2.5キロパスカル
最低圧力	1.0キロパスカル

(2) 使用者は、(1)の最高圧力を超えるガスの供給を受ける場合は、町と協議のうえ、圧力を定めてガスの供給を受けることができます。

(別表第2) 本支管工事費の町の負担額

(1) ガスメーターの能力別町負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき町の負担する金額
1. 6立方メートル毎時以下	74,880円
2. 5立方メートル毎時	117,000円
4. 0立方メートル毎時	187,200円
6. 0立方メートル毎時	280,800円
10. 0立方メートル毎時	468,000円

(2) (1)以外のガスメーターを設置する場合の町負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき46,800円の割合で計算した金額といたします。

(別表第3) 本支管及び整圧器

	口 径
本 支 管	32mm ただし、最高使用圧力が0.03メガパスカル以上の導管を用いる場合には、口径32mm以上といたします。
整 圧 器	32mm